

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷七十第

行發日一月一十年二十正大

論叢

鎌倉時代の土地制度 文學博士 三浦 周行
 租税の逋脱 法學博士 神戸 正雄
 水戸藩に於ける各種の貯穀 法學士 本庄榮治郎
 海運の獨占より生ずる利益 法學士 小島昌太郎

時論

復興事業と經濟界の現況 法學博士 河田 嗣郎
 震災の教訓と復興問題 法學博士 山本美越乃

說苑

マルサスの地代論に就て 經濟學士 谷口 吉彦
 京都市に於ける家賃の統計的研究 經濟學士 岡崎 文規
 勞働生産力と勞賃 經濟學士 森 耕二郎

雜錄

安政震災の復舊策に就て 法學士 本庄榮治郎
 震災地と産業組合 經濟學士 大森 健作

經濟論叢

第十七卷 第五號

(總卷第百一號)

大正十二年十一月發行

論叢

鎌倉時代の土地制度 (一)

三浦 周行

大化の改新に於て土地國有の大方針が確立されて其實行に着手されたけれども、制度の闕陥より生じた莊園なる私有地が蔓延して次第に公地(國領)を蠶食するに及んで、互に其利害關係を異にした莊公間の交錯が、種々の面倒なる土地争議を惹起して平安朝末迄の經濟問題の中心となつて居た。

是時に當つて、文治元年源賴朝の諸國莊園に守護、地頭を補して自己の家人たる武士をこれに充てたことは、此問題の中心に一大渦紋を生じたのである。就中地頭の設置は全國の土地を武家の管理に歸せしめたものであつて、正しく大化の土地國有に次ぐべき大改革であつた。日本の封

建制度は政治上からいへば武家政治であり、經濟上からいへば知行制度である。それ丈此武家の手に土地の全管理の行はれたことは、我封建制度の徹底的研究に重要な地位を占める。

然るに武家政治は又公家政治の對稱である。武家は政治上、軍事上、公家政治を凌駕すべき優越の地位にあつたとはいひ乍ら、両者はすべてに於て並立の状態にあつたから、從來公家政府(朝廷)の管轄であつた公地や莊園は武家の土地管理に依つてもとより其所有權の失はるべきものでなかつたのみならず、依然として公家政府の管轄下にあつた。加之頼朝は示威的行動の下に、苦もなく其要求を貫徹したものの、其後に續發した公家側の陳情や種々の情實から、彼れ及び其後繼者は此土地管理制度に幾多の除外例を設くることを餘儀なくされて、一旦置いた地頭職を撤廢した場合は少くなかつた。莊園に例を求めると、元久二年五月二十四日筑前國安樂寺天満宮領たる筑後國の岩田、田島兩莊の地頭職を社僧の愁訴を容れて社家に付して居り、公地では同年二月二十二日備後國御調本北條ミツキの地頭職を止めて國衙に付して居るもの等を擧ぐべきである。公地と莊園と丈ですら土地の爭議が絶えなかつたのであるから、更に武家の管理を加へて新に三角關係となつては、問題をして一層錯綜せしめることゝなつたのは寧ろ當然の結果と謂はなければならぬ。

武家の法制は貞永式目及び其追加共に中古の律令が大部分支那法の模倣若しくは採用であつた

のと異つて、時代の必要に應じたものである丈、直接間接に土地に關した條文が最も多きを占めて居る。土地は此時代の財産中の最も主要なるものであつたのみならず、武士社會の中樞たる將軍直轄の武士即ち御家人に取つては、其資格の要件であつたと同時に、恩賞の唯一の目的物でもあれば、又其義務の標準でもあつた。此くの如き事情は土地に關した複雑なる法制を武家制度研究の楔子たらしめる。私は今こゝに便宜上、土地の名稱區別に依つて、神領、寺領、國領、本所領、武家領の分類の下にこれが法制史的、經濟史的考察を試みやうと思ふ。

一 神 領

神領とは即ち社領であつて、神主がこれを管領する。賴朝の神領寄附に關する記事は、治承四年九月十一日即ち彼れが始めて平氏に反抗して旗揚をした時、彼れに取つては思出深き安房國丸御厨を訪うた時の事が吾妻鏡に見えるのを初見とする。それに據ると、此地はもと其祖先義家が東國の敵を平げた爲めに最初の恩賞として賜はつたものであるが、義朝は、我子の官途の昇進を祈らんが爲めに、平治元年六月一日にこれを伊勢太神宮に寄附すると、同月二十八日に賴朝が藏人に補せられたから、全く神慮に依るのであると感恩の餘り、彼れは親しく其地に蒞んで、二十餘年前の往事を追懷し、猶ほ國中で更に新御厨を立て、神宮に寄附すべしとの、自筆の願文を上

つた。其後翌年又頼朝は、所願成就せば必ず新御厨を寄進すべきことを約して居る。文治元年に頼朝が全國の土地管理を許された後は（これを令_レ拜_二領諸國地頭職_一といつて居る）其中からそれ／＼其尊崇する神社に寄附したのも少くはなかつた。同年十二月土佐國吾_{アガク}河郡の地頭職を京都の六條若宮に寄附したるが如きは其一例である。

又神領に地頭を置いた場合にも頼朝は社役の闕怠を戒めて居るが、中にも伊勢神宮は其最も崇敬を拂つて居た丈に、神宮領に對しては、特に年貢等の納附を怠ることなきやう彼等を戒飭して居り、同二年三月には伊勢國內に於ける神宮領の御園御厨の地頭に向つて、當國神領の神民中の狼藉を停止し、一定の年貢（御上分雜事）及び給主、禰宜、神主の得分物は、先例に任せて辨備すべく、若し早損に依つて怠納したならば、地頭の得分を立替へても神役を怠らぬやうにせよとの命令を下して居る。同國北崎の御厨の如きは平家の興黨家資の所有地であつた爲めに一旦沒收注文に加へて、宇佐美實正を地頭職としたけれども、神宮よりの訴願に依つて地頭を止むべしとの院宣が下つたから、頼朝は特にこれを廢した。但一旦はこれを罷めても、神宮より再び本人を選補することを望んで居たのは、下にも説くが如き地頭請所_{ウケトコロ}とする爲めであつたらう。

正治元年、頼家も其宿願に依つて特に神宮領六箇所の地頭職を停止したが、是時其一箇所なる尾張國一楊御厨に對しては、神宮より雜掌を派遣して其地頭代を放逐すべき命令を發し、且つ得

分を檢封すると聞いて其狼藉を停めたことがある。これ神宮が過激の處置に出でたのを咎めたもので、畢竟は地頭の管理を罷めて雜掌の直接管理に改めたのであらう。

是等の神領は御家人を以て其地頭としたものももとより多かつたけれども、中には神主別當が地頭を兼ねるやうになつたところもある。何れにせよ、原則としては免稅地であつて、其收入を以て神社の經費に充つべきはいふ迄もないところであつた。貞永式目にも、神領を有する神社は社殿の破損の少き場合は神社自ら修理を加ふるも、破損の大なる場合は、これを幕府に届出づべきことを規定して居るが、これはもとより神社經費の一端を擧げたるに過ぎない。而かも別當、神主、其他神領の管理者が恰も彼等の私有財産の如く任意にこれを處分するものゝあつたのは極めて有勝の事である。賴朝が嘗て「於神社佛寺寄進庄園事、皆所奉佛神也、全不宛別當神主等之恩願」といつたのは神領寺領の性質を辨じて動もすれば不法行爲に陥り易き彼等を戒めたものに外ならぬ。建長二年、幕府が都鄙の神社寺院の修理を命じたのも亦「是當世別當神主等、只貪佛物神領輒無興隆之志」との事情に基いたものである。

貞永式目には所領を知行してから後二十箇年を経過したものは縦ひ其不正なる手續に依つた場合であつても、既に特効にかゝつたものとして其復舊を得ないことになつて居る。故に神領の場合に於ても、若し現在の所有者が、知行後二十年を経過した場合には、神社はこれを取戻すこと

が出来なかつた。即ち貞永式目の第八條に

一 雖_レ帶_二御下文_一不_レ令_二知行_一經_二年序_一所領事、

右當_レ知行之後、過_二廿个年_一者、任_二右大將家之例_一不_レ論_二理非_一、不_レ能_二改替_一、而申_二知行之由_一、掠_二給御下文_一之輩、雖_レ帶_二彼狀_一不_レ及_二叙用_一矣、

此規定が設けられてから後も、或は偽造の文書を以て所領を徧取されたとか、或は幕府を欺いて將軍の下文を給つたものであるといふが如き理由の下に、此規定の適用を免れんとするものがあつたけれども、幕府は此規定に「不_レ論_二理非_一」その明文あるを楯としてこれを却下し來つたのである。(式目抄嘉禎三十八七評定)併し神領に對しては、幕府は寺院の所有地たる寺領と共に、其政策上これを尊重保護し來つたのであるから、式目制定より三年後の嘉禎元年に、宇佐神宮の神領が、其管理者の犯罪に依つて、幕府から誤つて沒收處分に遭つたもの十一箇所に及んだ事が判つて、其中四箇所は既に返付されたけれども、殘餘の七箇所は現在の知行人に支給すべき替地のなき爲め返還處分に出づることも出來ずに居つたのであるが、幕府は知行後縱ひ二十箇年を経過しても、適當の時機には式目の條文に拘らず處分をするとの規定を設けた。(吾妻鏡)これは單なる宇佐神宮の場合であるとはいへ、事實に於て式目第八條に除外例を設けたものであつて、且つ他の神社の神領や寺領も亦これに均霑するとなると、重大なる修正であつたに相違ない。されば貞永式目の追加を收めた新編追加には、雜務篇神社佛寺條に、「神社佛寺領不_レ依_二年紀_一御成敗所々

條々五箇條」と題して、神社寺院の領地を地頭其他の俗人が多年不正の手續に依つて占有押領し來つたものゝ更改を命じて、神領は社家に、寺領は供僧に返還させた場合が五つも載せられて居り其年數の如きも、短きは四十餘年より、七十年九十餘年に迄及び、甚しきに至つては既に數百年を經過したものでも神領として返還を命じたものさへある。是等は其年代がよく判つて居らぬけれども、同じ新編追加には、神領であるが故に幕府が年紀に依らずして理非に依つて裁決を下した弘安八年二月二十八日の一例を擧げて居る。それに據ると、現在の知行者は、貞永以來、幕府六波羅の下知、即ち證狀を有して居つて、其二十箇年以上知行し來つた事實は顯著であるから、これを式目に照らせば改替し難いのであるが、而かも不正の手續に依つてこれを知行し、年數に託して押領するは許し難いところであるから、其所有を停止する旨の判決を下したことを載せて居るのである。而して更に同年九月十八日の幕府の裁決に於ては、伊勢神宮領の事件に關して、「社領者不可_レ拘_レ年_レ紀_レ之_レ旨_レ被_レ定_レ置_レ畢_レ」といふを理由として、神領を買収した地主の賣買を取消し、舊の如く社家の管理に復歸させて居る。即ち幕府は神領の賣買證文等はこれを認めないのであつて、縱ひ二十箇年以上これを知行して居つて、一般の土地所有の時効にかゝつた場合であつても、神領に對しては、特にこれが除外例を設けて其時効を認めなかつたのである。

斯うなると、又神領程所有權の安全なるものはないのであるから、そこに一種の弊害を生じて

來た。即ち例せば地主が表面自己の所有地を神領に寄附してみづからこれが管理者となり乍ら、其實これを所有すると異らざる條件の下に所有權の安全を期するが如き行爲である。當時神社の神人と稱した俗人が、往々此くの如き手段を弄して、神社に對する崇敬の念を害用し乍ら他人に迷惑を及ぼすことがあつてこれを寄物（マセモノ）とか寄沙汰（ヨセツタ）とかいつた。されば幕府は夫等に對しても警戒するところがあつて、式目の制定後八年なる仁治元年には、幕府の承認を経ないで寺社に寄附した土地はすべてこれを沒收することゝしたのである。(武家年代記)元來神社若しくは寺院に土地を寄附することは大寶令に禁せられて居るところであるが、實際には行はれて居なかつた。夫等の寄附の中には、前にも述べたやうな神社、寺院の特典に浴して所有權の安全を圖らうとするやうな不純の分子が多かつたのであるから、幕府も其弊を認めて幾分の制限を設け、公然の手續を経て幕府の承認を得たものでなければ無効とした。即ち今日の登記の如く將軍の下知狀を受くるものであつて始めて有効であり、それがなければ所謂私寄進と認めて社寺領の特典に浴することを許さなかつたのみならず、其土地を沒收處分に付するといふのである。建曆元年に陸奥國新熊神社の住僧隆慶から地頭平資幹が神田を押領するとの訴を起したのを問注所に於て審理の結果、將軍實朝の親裁となつたことがある。其裁決に據ると、社壇は秀衡の時に實俊の私建立であり、四十町の神田の内の三十町は秀衡、十町は地頭資幹の私寄進であつて、勅免の地でないから、縦ひ沒收

されても訴ふべき理由はないのであるが、改めて四十町を免租地とすることにするといふにあつた。此裁決があつて始めて新熊野社の神田は免税の特典を與へられた譯である。

神領は縦ひ幕府の公認の下にあつたものでも、すべてが幕府に對する一切の義務免除に關する特典を得たものではなかつた。殊に幕府から地頭職を寄附されたもの、例へば巖島社領の安藝國千與^{チユ}末^{マツ}地頭職の如きものがある。(吾妻鏡貞應元年四月十九日條)是等は地頭職の負ふべき義務は當然これを負擔すべきであつた。これも其地頭職であつたらう、(郡の地頭職のあつたことは、近江國粟本北郡の地頭職の如き實例がある)建久三年に、幕府は左女牛若宮領土佐國吾河郡に對しては京都大番役以外の公事を停止したが、大番役は同社の別當季歲に催勤せしむべしとの命令を守護に與へて居る。これ神領と雖も幕府の御家人役を免れなかつたもの、あつた明證であらねばならぬ。

然らば是等の神領は如何にして管理されつゝあつたかといふに。前代以來の莊園制度に依つて、是等の神領に於ても、中央の貴族、權門たる本所、領家、及び幕府の地頭との關係が成立つて居たものが多く、其收益の多くは是等の本所、領家の所有に歸して、彼等は神領を我物顔に振舞ふのみならず、神主の任免をも行ふに至り、又土地管理の實權は地頭に歸しつゝあつた。縦ひ幕府の敬神崇佛の方針に依つて、神社佛寺領には地頭の新儀を停止すべしとの嚴命が發せられて居つ

ても、(例へば寶治二年閏十二月廿日の如き)其實行は頗る困難であつた。新編追加の神社佛寺條(二六八)郡内寺社事にも、郡内の寺社が領家の進止(支配の意)であるか、將又地頭の氏寺、氏社が私の進止であるかは、先例に任せて今更變更せぬといつて居る。されば其中神主(寺院の場合には供僧)の管理であつたものも、當然其收入を以て神事や修理の經費に充つべきであるのを、一圓知行といつて悉くこれを私し乍ら、其任務を怠り、神領寄附者の精神を没却するものが往々あつたから、幕府は神社經濟の收入と支出との調査を命じて、これが監督を嚴にせんと試みたことも屢見える。建武中興の新政府は更に神領に於ける莊園の此弊害を矯正せんが爲めに、諸國の一宮に對しては本家及び領家の號を廢すべく決定した。(建武元年五月の法令に見える)所謂一二宮とは一宮、二宮の事であつて、各國内に於ける神社の社格である。壹に一宮、二宮のみならず三宮、四宮、五宮杯いふもあつて、今も其神社の所在地には一宮、二宮、三宮杯の地名が残つて居る。一例を擧げると、山城の一宮は賀茂神社であり、大和のそれは三輪神社であるが如きである。就中一宮は一國中最上の格式にある神社であるといふところから、總社とも稱せられた。總社の名も亦地名に残つたところがある。而して二宮は一般の崇敬もこれに次ぐは言ふ迄もないから、建武中興に於ては、是等の神社に對する特別の恩典として、従前の神領に於ける本家、領家の名稱を撤廢したのである。これが結果として従來の如く神領の租税を本家や領家に納むるの義

務を免れさせ、神社自身に其所有地の經營に當らせることゝなつたのである。建武元年五月七日の施行細則に據ると、神社の敷地やもと神主の所有して居た地頭職で、故あつて没收されたものに對しては調査の上、此新规定を適用して本所、領家の號を廢するけれども、神領の地頭職に對しては、追て何分の沙汰すべしと見えるが、それが如何なる處分に出でられたかはこれを徵すべき材料がない。

二 寺 領

以上は主として神領について述べたものであるが、寺院の所有地たる寺領とても亦原則としてこれと同一の取扱を受くべきものであつた。故に法令其他の記録中にも、多くの場合に於て寺領と記されて居つて、其間些の差別が設けられてないのである。故に以上神領の爲めに述べたところは、大抵寺領にも適用さるべきものと看做して妨げなく、こゝに再びこれを繰返すの必要を認めない。例へば文治元年、一般に地頭を置いた後に、特別の由緒のある寺院に對してはこれを免除したるが如きも其一例である。讃岐國善通寺は弘法大師誕生地長日不退の祈禱所であつて大師自作の釋迦藥師の像があるとの由緒に依つて、地頭を置かれた爲めに、寺用が闕如するとの寺の愁訴を容れてこれを廢して居る。(吾妻鏡安貞二年三月十三日條) 不正なる寄附行爲即ち所謂

「無道寄沙汰」を禁ずること亦同様である。要するに、法制上一種の特別な取扱を享くべき土地たるに於て一致して居るのであつた。

故に今神領の場合に見えなかつた此種特典の一例を擧ぐるなれば、頼朝の時に任命した御家人の地頭に向つては、幕府は原則としてこれを改補せざる方針を取つて居た。彼後鳥羽上皇から其寵姫伊賀局の爲めに攝津國長江倉橋二莊の地頭職を罷めよとの命令に對して幕府が「故大將之時如_レ此命_レ成敗_二候、當時先_二指其咎_一候之間、難_二改易_一候也」と斷乎として拒絕し奉つたのは即ち此方針に外ならぬ。然るに幕府は頼朝の時信濃善光寺の希望に依つて其治安維持の爲めに地頭職を補せんとするに當つて適任者を詮衡すると、長沼宗政が吾身は先世の罪人であるから、來世値遇の結縁の爲めに、當寺生身如來の地頭に補せられたいと志願した爲めに認可されたものであるにも拘らず、爾來年月を経た後には、寺家却て地頭の撤廢を望むに至つたので、實朝は承元四年に特に寺僧の申請を容れてこれを停止したるが如きは、全く寺領に對して崇敬の誠意を表したものである。(承元四年八月十一日に一旦停止したけれども、行はれぬ爲め、嘉禎二年七月十七日、更に停止の命令を發した)又大和一國は殆ど興福寺の勢圈内に歸して居つたから、幕府もこれを認めて特に守護地頭を置かなかつたが、嘉禎二年に、興福寺が幕府の命令に抵抗した場合に、特に守護を置いて警察權を行はせ、且つ同寺衆徒の知行する莊園にも地頭を補して其管理に歸せしめ

たが、これが爲めに衆徒は忽ち其糧道を絶たれたので、二箇月をも出でぬ内に屈服したから、幕府も亦直に大和の守護及び興福寺領を寺家に附せしめ、寺領はもとより衆徒の知行地に對しても地頭職を置かずして、舊の如く彼等の完全なる管理及び所有を認められた。

然るに一般の寺領は亦莊園の慣習に依つて本所、領家の干渉を免れなかつたから、建武の中興政府は、諸國の神社に於ける一宮、二宮の如く、國分寺の寺領の他人に侵害されたものをも回復せしむべき方針を取つたのである。

三 國 領

國領は又公領、公地ともいつたもので、國司の管轄に屬して居たこと言ふ迄もなく、國司は當時の中央政府たる朝廷の任命派遣した地方官であつて、其管下の土地は朝廷の統治を受け、其收益は國家の收入に歸すべきものであつた。然るに國司は本所、領家と共に、多く中央にあつたから、地方では留守所の在廳官人が其事務を執り、國衙の所屬地は郡司、保司、郷司、其他のものが管理しつゝあつた。鎌倉幕府の成立してから其地方官として諸國に守護を置くことになつたがこれは部内に於ける兵士の召集及び重罪犯人の逮捕等所謂大犯三箇條の職權に限られて居つて、其他の行政權を與へられて居らなかつたから、國司は儼然たる地方行政官たる地位を失はなかつたのである。地頭は又國領及び本所領の莊園にも置かれたが、これは主として租税の徴收催促等の事務に當るものであつて、亦國司の存在の意義を没却するものではなかつた。故に頼朝も嘗て

「國司者自公家被補任、在廳者國司、鏡也」といつて居る。(吾妻鏡建久元年十月五日條)併し乍ら事實に於て守護地頭は其武威を假つて職權を過度に行使して往々越權の行爲があつた。加之頼朝は自ら九箇國を管領して親族部下をそれ／＼其國司に任じた外に、特に宣旨を賜はつて、諸國の在廳、莊園の下司、惣押領使をも其指揮下に置くことを許された。吾妻鏡の文治三年九月十三日條に、此事に關して北條時政の次の如き奉書が載つて居る。

惣諸國在廳莊園下司惣押領使可爲御進退之由被下宣旨畢、者縱領主雖爲權門、於莊公下司等、國在廳者、一向可爲御進退之候也、速就在廳官人被召國中庄公下司押領使之住人可被充催内裏守護以下關東御役、但在廳者公家奉公無憚云々、

これに據ると、縦ひ權門勢家の部下たりとも、これに向つて内裏守護即ち京都大番其他の義務を負擔させるものであつて、彼等は頼朝の御家人に准せられたのである。これはもとより叛亂を鎮定する爲めに頼朝直轄の武士のみを以てしては兵力の不備を感じたから、一時戦時中の處置たるに止まつて居たことは、平和克復の後に復舊されて、京都大番以下の關東役(守護役)を國司領家の下司莊官に課することを禁じた條文が、貞永武目に存するのを以て知らるゝのである。「兼父所々下司莊官以下假其名於御家人、對捍國司領家之下知云々、如然之輩可動守護役之由縱雖望申、一切不可加催」とあるがそれである。在廳官人莊公の下司等の幕府の管下に移されて居た間には、武家の背景を負うて、其領主たる本所や領家に敵對せんとしたものは必ず多かつたであらう。朝廷に於ても、幕府に向つて、御家人の國領を煩すことを停止すべき御沙汰はあつたが

(例へば吾妻鏡建久五年三月十六日の條)結果は疑はしきものである。貞永式目に守護の國務を妨げたり、地頭の本所に納むべき租税を怠納するものに向つての制裁を規定して居る。承久の戦後には武士の出身たる諸國の守護地頭が勝に誇つて暴威を逞しうし、預所、郷司の輩を故なく莊公より放逐したり、一定の租税を納付せぬものが續出して朝命にも應ぜないから、鎌倉の執權北條義時が兩六波羅たる泰時時房の兩人の代官各一人を朝廷の使者に隨行させて監視をさせるに至つた位である。(新編追加二〇九)

併し乍ら幕府の所轄に係る土地が國司の部内に出來たり、守護や地頭が置かれたが爲めに、國領の蒙つた影響はもとより少しとせなかつた。例へばそれが公領であるか私領であるかの訴訟紛議の發生し易つたことの如きがそれである。弘安五年に武藏國足立郡の公領たるや將又私領たるやが問題となつたので、幕府は其調査資料として平氏の所領の沒收されたもの、目錄即ち平家跡沒收御領注文を調査した結果、同郡の事が此注文に載せられて居るのを發見して、其公領たることを決定したことがある。(新編追加二七三)又國司部内の警察權が殆ど全く守護地頭の掌中に歸して仕舞つて、地方の警察事務を掌るべき公領の檢非違所が、其本務の傍ら租税徵收の任に當ることゝなつたが如きも其結果と謂はねばならぬ。(新編追加一九〇)就中國領と最も密接の關係のあつたものは地頭であつた。地頭の國領に置かれた場合には、其租税の徵收と部内の警察權とを委ねられて居たから、本來是等の重要なる事務を掌るべく任命されて居た國司の部下は、これを罷免せぬ迄も、實權のないものになつて仕舞つた。猶ほ詳しくは便宜上、次項に併叙する。(未完)